

第 3 子以降の学校給食費の免除の要件緩和について（ご案内）

大津市では、多子世帯の子育てに対する経済的負担を軽減することで安心して子育てができる環境を整備するため第 3 子以降の学校給食費の免除を実施しておりますが、**現在、18 歳以下としている年齢要件を、令和 6 年 10 月 1 日より 22 歳以下に緩和いたします。**

それにより**新たに免除対象となるお子さんがおられる世帯や、現在、第 3 子免除を受けているが、追加で免除対象となるお子さんがおられる世帯が生じてまいります。**

下記の内容をご確認の上、対象となる方は、申請手続きをお願いいたします。



■対象となる保護者について（具体例は、裏面に記載しています。）

次の①から④の全ての要件を満たしている保護者の方が対象となります。

- ①同一世帯で、**22 歳以下（※ 1）の子を 3 人以上養育（※ 2）**していること。

※ 1 22 歳の子とは、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間の子をいいます。

※ 2 子が保護者の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと日常生活水準を維持することができない場合をいいます。

（例）他県で一人暮らしをしている大学生で、保護者が仕送りや家賃を払っている場合
就労しているが、同居している子に保護者が食事や身の回りの家事をしている場合など

- ②第 3 子以降の子が、大津市立小中学校の児童生徒で学校給食の提供を受けていること。

- ③生活保護（教育扶助）や就学援助で学校給食費の支援を受けていないこと。

- ④納付すべき学校給食費に滞納がないこと。

■申請方法について

- ①新規で申請する場合は、「大津市第 3 子以降の学校給食費免除申請書（様式第 1 号）」を作成してください。

今年度、申請されている方で、免除対象の子が追加になる場合は、「変更届（様式第 5 号）」を作成してください。
対象の児童生徒が複数いる場合、申請書は世帯で 1 枚にまとめてご記入ください。

今年度、申請されている方で、免除対象の子に変更がない場合は、申請する必要はありません。

- ②申請書・変更届に記載した子のうち、下記に該当する子の**現在有効な健康保険証の写し（コピー）**を裏面に貼り付けてください。

【写しが必要な子】16 歳から 22 歳の子、国立、私立の小中学生、大津市立以外の小中学生、養護学校の児童生徒（健康保険証の写し（コピー）に記載されている番号は、マジックペン等で全て黒く塗りつぶしてください。）

- ③**19 歳から 22 歳までのお子さんがある場合、必ず「扶養状況・生計費の負担についての確認書（様式第 2 号）」を申請書と一緒に提出して下さい。**

- ④後述の「申請書等の提出先」に申請書・変更届および確認書をご提出ください。

（注意）申請は、毎年必要になります。今年度に免除になった方も、来年度は改めて申請が必要になります。

※申請書・確認書・変更届は市ホームページからダウンロード、もしくは、学校給食課へご連絡いただければ郵送します。

※申請書の記載については、下記の URL 又は二次元コードより市ホームページにある記入例をご参考にしてください。

（市ホームページ） <https://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/school/kyushoku/p/56160.html>

■令和 6 年 10 月から免除の適用を受ける場合の申請期間

令和 6 年 9 月 2 日(月) 9 時～令和 6 年 10 月 10 日(木) 17 時



■申請書等の提出先

学校給食課へ提出してください。（直接提出、もしくは、郵送でお願いします。土日祝は郵便のみ受け付け。）

【郵送する場合】 〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市教育委員会 学校給食課あてに郵送してください。

10月10日（木）17時必着

注 1：封筒の表面に「第 3 子免除申請書在中」と記載してください。

注 2：申請書が届いているか確認を希望の場合は、ご自身で、特定記録郵便でお送りください。

■決定通知書の発送について

申請の受付後、審査の結果を記載した決定通知書は、学校給食課から 12 月中旬に郵送予定です。

■10月の学校給食費について

免除申請の審査状況によっては、令和 6 年 10 月分の学校給食費は、一旦、徴収させていただく場合があります。その場合は、後日還付（返金）いたしますので、ご了承ください。還付については、還付決定通知書を郵送いたします。

【免除対象となる児童生徒の具体例】

()は年齢 **赤字が今までの免除対象者** **青字が今回、新たな免除対象者**

No.	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	第 5 子	免除対象となる児童生徒	申請の必要 ※ 1
①	中学生(14)	小学生(8)	小学生(7)	小学生(6)	未就学児(4)	小学生(7)、小学生(6)	変更がないため 再度、申請不要
②	高校生(16)	中学生(14)	小学生(12)	－		小学生(12)	変更がないため 再度、申請不要
③	高校生(18)	高校生(16)	私立中学生(14)	－	－	該当者なし（私立は対象外）	変更がないため 再度、申請不要
④	小学生(8)	小学生(6)	未就学児(3)	－	－	該当者なし	変更がないため 再度、申請不要
⑤	大学生(19)	高校生(18)	高校生(16)	中学生(15)	－	中学生(15)	変更がないため 再度、申請不要
⑥	大学生(19)	高校生(16)	中学生(14)	中学生(13)	小学生(12)	今までなら 中学生(13) 、 小学生(12) だけであったが、R6.10 から 中学生(14) も対象となる。	再度、申請が必要
⑦	大学生(22)	大学生(19)	中学生(13)	小学生(11)	－	今までなら該当なしだが、R6.10 から 中学生(13) 、 小学生(11) が対象となる。	新規申請が必要
⑧	勤労者(23)	勤労者(20) 扶養あり※ 2	中学生(15)	中学生(13)	－	中学生(13)	新規申請が必要

※ 1 令和 6 年 4 月からの免除申請を提出した方の場合の申請の必要を記載しています。

申請がまだの方は、新規で申請が必要です。

※ 2 勤労者であっても、同居、別居を問わず、保護者が面倒を見ている（生活費、身の回りの世話等）場合は免除対象のカウント対象とします。（税法上の扶養とは異なります。）

ただし、勤労者で、扶養から外れ、自立した生活をしており、保護者が一切面倒を見ていない場合は、免除対象のカウント対象外とします。

その他ご不明な点等がございましたら、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号
大津市教育委員会事務局 学校給食課
収納グループ
電話：077-528-2636
MAIL：otsu2412@city.otsu.lg.jp